

地方公共団体において実施されている認定等に係る実践例

1. 要件に関する記載例

(1) 目的・理念等

- ・ 学校部活動の教育的意義を継承・発展し、勝敗などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。
- ・ クラブは、〇〇市の子どもたちが将来にわたり、継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保及び持続可能で多様な地域スポーツ・文化芸術活動の環境を整えることを目的とする。
- ・ ただ単に、勝利だけを目的とするのではなく、誰しものが平等にスポーツや芸術のもつ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通じてスポーツや芸術に親しむ態度を育むことを目的とする。

(2) 活動時間・休養日

- ・ 長時間の活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウト、精神の不安定などのリスクが高まることを正しく理解し、成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることのできるような〇〇市部活動ガイドラインに準じた活動日数及び活動時間を設定すること。
- ・ クラブの活動時間は、〇〇県地域クラブ活動ガイドラインに準じて平日2時間、休日3時間の計、週11時間を上限とし、休養日を平日、休日それぞれ1日以上設けなければならない。
- ・ 活動時間を守り、休養日を設定（下記①～④）している。
 - ① 平日は、少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - ② 休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
 - ③ ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - ④ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(3) 会費の取扱い

- ・ 活動の運営・維持に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること。
- ・ 会費は家計の負担にならないよう、高額にならないこと。(根拠を明確にすること)。
- ・ 運営団体・実施主体は、参加者や保護者、地域住民等の理解を得ながら、継続的な活動及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定するものとします。〇〇〇〇〇〇としての活動は、営利を主目的としないものとします。

(4) 指導体制等

＜暴言・暴力、ハラスメント等の防止＞

- ・ 生徒の安全確保に努め、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為は、人権を侵害する違法な行為であることを理解し、生徒の人権を尊重して活動を行うこと。
- ・ 体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、プレーヤーズファーストの考えで、人権を尊重して活動を行うこと。

＜研修の受講、指導者資格等＞

- ・ 公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有している、または市町が基準として示す指導者研修会等を受講した指導者が携わっていること。
- ・ 〇〇市教育委員会が主催する指導者研修を受講し、「〇〇市教育委員会公認指導者」として登録されている役員または指導者が運営に携わること。
- ・ 県や市が主催する指導者研修等を受講する役員または指導者が運営に携わること。
- ・ 指導者の資格は必ずしも必要ではありませんが、専門的な指導を行う場合には資格取得に努めるものとします。
- ・ 各活動における大会やコンクールに参加する場合は、審判資格の保持等、その参加要件を満たすとともに、そのための人員を確保するものとします。

- ・ すべての役員・指導者は、〇〇市の中学生のための地域クラブ活動に関するオンデマンド研修を受講している。
- ・ 別に定める〇〇町中学生地域クラブ指導者規程を遵守し、法令等に基づいた、適切かつ公正な指導を行う。会長及び事務局は、指導者に対して指導・監督を行う。
- ・ 事務局は、指導者及び〇〇〇クラブが本規約、関係法令及び関係例規等に違反するとき、又は、その他教育長が不相当と認めたときは、教育長の承認のもと当該指導者及び〇〇〇クラブの登録を取り消すことができる。

＜指導体制＞

- ・ 複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- ・ 持続可能な地域クラブ活動の運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- ・ 運営団体・実施主体のスタッフは、責任者や指導者など3名以上で構成することを原則とし、責任者は18歳以上（高校生は除く）とします。また、原則として大学等の学生だけでスタッフを構成することはできません。個別の事情により、原則と異なる構成が必要となる場合は、〇〇市教育委員会と協議するものとします。

（５）安全確保（保険の加入を含む）

＜生徒の健康の状態の把握、熱中症の防止等＞

- ・ 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息时间等を設定すること。
- ・ 活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度など環境条件を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断し、熱中症等事故防止に努める。
- ・ 活動開始時に参加者の健康状態・疾病・傷病の症状などの健康観察を行い、健康状況を把握して適切に対応するとともに、参加者が主体的に体調管理に努めることができるよう指導する。

＜用具・施設の点検、緊急時の連絡体制＞

- ・ 施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、生徒の安全確保に万全を期すること。
- ・ 使用する用具等について定期的な安全点検を行い、事故の未然防止に努める。使用する中学校施設（備品も含む）に不備があった場合、速やかに中学校又は〇〇市教育委員会に報告する。使用する用具を適切に保管又は管理するとともに、参加者に用具の正しい利用及び管理について指導する。

＜応急手当、緊急時の対応、保険への加入等＞

- ・ 使用する施設のどこにAEDがあるか把握しておくとともに、定期的に救急救命講習を受講するよう努める。
- ・ 事故が発生した場合、速やかに応急手当、対応を行い、保護者及び運営団体・実施主体の責任者に報告を行う。また、事故の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な措置を講じ、救急搬送が行われた場合には、所定様式にて、可能な限り速やかに〇〇市教育委員会に報告する。
- ・ 指導者や参加生徒等に対して、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるよう保険や個人賠償責任保険に加入させていること。
- ・ 学校活動時の怪我等に備えた災害給付と同等の補償となるスポーツ安全保険等に加入すること。
- ・ すべてのクラブはスポーツ安全保険に加入する。加入者はクラブ員（児童・生徒）・指導者（活動に関係するすべての指導者）とする。
- ・ 地域クラブは、指導者や参加する生徒等に対して、事故や自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を義務付ける。保険適用の範囲については、活動の最中のみならず、活動場所への移動中に事故等があった場合にも適用を受けることができる内容を検討する。
- ・ 運営団体・実施主体は、スタッフや参加者に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険はもとより、自転車を使用する場合は自転車保険に加入させるものとします。争訟対応に関しての保険加入については、各運営団体・実施主体の判断とします。

(6) 管理運営体制（規約等に基づく運営）

- ・ 規約・定款等に基づき団体の運営を行い、会計について公の場で承認を受け、適切にされていること。
- ・ 地域クラブは、生徒や保護者に対し、安心して参加できる団体であることを示すためにクラブ規約等を策定し、入会前に生徒や保護者の理解を十分に得ること。
- ・ 以下の要件を満たす規約（会則）を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること
 - － 目的が記載されていること
 - － 入退会について記載されていること
 - － 会費について記載されていること
 - － 以下に準ずる役員を置くことが記載されていること
 - ①代表
 - ②副代表
 - ③会計
 - ④監事（代表、副代表、会計を兼ねることはできない）
- ・ 総会について記載されていること
- ・ クラブは、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。
- ・ 地域クラブに参加する会員（中学生等及び保護者）が自由に加入及び脱会できること。また、脱会の際には会費等の取り扱いを明確にしておくこと。

(7) 学校等との連携

- ・ 生徒の活動内容や活動実績について、当該生徒の在籍校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- ・ 生徒の所属校と活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、必要に応じた情報共有を行い、連携を図ること。
- ・ 活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等が行われていること。

- ・ 運営団体・実施主体は、中学校施設を使用する場合は当該中学校の学校行事等を考慮した上で、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加予定等）を作成するものとします。活動計画は活動の1か月以上前に公表し、参加者へ伝えるとともに、中学校施設を使用する場合は当該中学校に伝えるものとします。

（８）その他

- ・ 原則、市内の中学生が参加できるクラブであること。
- ・ ○○市内の中学校に在籍する生徒を中心に編成されている団体であること。
- ・ クラブの登録住所及び活動拠点は原則として○○市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。
- ・ 地域クラブは、その地域クラブ活動への参加者の数とその活動の規模に比して過多となり、又は過少となったときは、市長及び運営主体と協議の上、当該地域クラブの分割又は近隣の地域クラブとの統合をするよう努めなければならない。

2. その他の記載例

（１）定義・呼称

- ・ ○○市では、国や県が定める「新たな地域クラブ活動」を「認定地域クラブ」と称し、本ガイドラインの要件を満たし、別に定める要領に基づいて○○市教育委員会から認定を受けた団体を指す。

（２）認定方法・手続き等

- ・ 地域クラブの認定を申請しようとする団体は、「○○市地域クラブ活動認定申請書」に次に掲げる書類を添えて、○○市教育委員会に提出しなければならない。
 - － 団体の規約または、それに相当するもの
 - － 当年度の活動計画書
 - － 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める書類。

- ・ 認定を受けようとする地域クラブの代表者は、地域クラブ認定申請書、地域クラブ認定誓約書、規約又は会則等、予算書及びその他クラブ活動の概要がわかる資料を〇〇〇〇へ提出しなければならない。〇〇〇〇は、認定の審査をするため、前項の申請書等のほか必要な資料の提出及び当該地域クラブの活動状況の視察を求めることができることとし、当該地域クラブは、これに応じなければならない。
- ・ 〇〇市教育委員会は、（中略）申請書類をもとに認定要件に照らして審査し、必要に応じて現地視察や申請団体へのヒヤリングを行った上、教育長が認定の可否を決定し、「〇〇市地域クラブ活動認定通知書」又は「〇〇市地域クラブ活動不認定通知書」を申請団体に通知する。
- ・ 〇〇市は、〇〇市地域クラブ認定申請を受けたときは申請内容を審査し、認定の決定をするものとする。〇〇市は、認定を決定したときは、認定通知書により、不決定したときは、認定不決定通知書により、それぞれ申請者に通知するものとする。〇〇市は、認定の決定に際し必要と認めるときは、条件を付することができる。
- ・ 認定期間は、申請した日の属する年度を含む３年間とする。ただし、期間途中でも認定要件にあてはまらないと判断された場合は、認定は取り消されることを了承すること。
- ・ 認定期間

申請書を提出した日が、認定を受けようとする年度の前年度の場合は、次年度末まで、又、認定を受けようとする年度の場合は、当該年度末までとする。
- ・ 〇〇市地域クラブ認定の決定を受けた後、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、認定の取り消し及び補助金の全部又は一部の返還を命じる。
 - － 申請内容に虚偽の申告があったとき
 - － 地域クラブの運営や活動内容が著しく不相当と認められ、改善の勧告やその他指示に従わないとき
 - － 地域クラブが組織的な違法行為を行い、活動を継続することが社会通念上著しく不相当と判断されるとき
 - － その他、地域クラブ活動を継続することが不相当と認められるとき